

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成22年10月14日(2010.10.14)

【公開番号】特開2009-157832(P2009-157832A)

【公開日】平成21年7月16日(2009.7.16)

【年通号数】公開・登録公報2009-028

【出願番号】特願2007-338133(P2007-338133)

【国際特許分類】

G 07 D 9/00 (2006.01)

【F I】

G 07 D 9/00 410 C

【手続補正書】

【提出日】平成22年8月27日(2010.8.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

開閉可能なシャッタを有する運搬金庫と、

該運搬金庫が装填され、装填された運搬金庫内に指定手段で指定された金種の硬貨を計数しつつ収納する収納処理を行う硬貨処理機とを有する硬貨処理装置であって、

前記硬貨処理機は、装填された運搬金庫の前記シャッタの開閉状態を検出する開閉検出手段と、該開閉検出手段で前記シャッタの開状態が検出されている場合に前記収納処理を許可する一方、前記開閉検出手段で前記シャッタの開状態が検出されていない場合に前記収納処理を禁止する制御手段とを有することを特徴とする硬貨処理装置。

【請求項2】

前記開閉検出手段が、前記硬貨処理機に装填された前記運搬金庫に対して進退可能に設けられていることを特徴とする請求項1記載の硬貨処理装置。

【請求項3】

前記運搬金庫は、前記硬貨処理機から一部突出する状態で該硬貨処理機に装填され、

前記硬貨処理機には、装填された前記運搬金庫の該硬貨処理機から突出する部分の上方に該運搬金庫に向けて硬貨を放出する放出部が設けられており、前記開閉検出手段が前進時に、前記放出部の外側且つ装填された前記運搬金庫の前記硬貨処理機から突出する部分の上方に位置することを特徴とする請求項2記載の硬貨処理装置。

【請求項4】

前記運搬金庫が金種別に設けられるとともに、これら金種別の運搬金庫がそれぞれ金種識別手段を有しており、

前記硬貨処理機には、金種別の前記運搬金庫が選択的に装填されるとともに、装填された運搬金庫の前記金種識別手段を検出する識別検出手段が設けられており、

前記制御手段は、前記指定手段で指定された金種と前記識別検出手段で検出された運搬金庫の金種とが一致し且つ前記開閉検出手段で前記シャッタの開状態が検出されている場合に前記収納処理を許可する一方、前記指定手段で指定された金種と前記識別検出手段で検出された運搬金庫の金種とが不一致の場合および前記開閉検出手段で前記シャッタの開状態が検出されていない場合に前記収納処理を禁止することを特徴とする請求項1乃至3のいずれか一項記載の硬貨処理装置。

【請求項5】

前記制御手段は、前記指定手段で指定された金種と前記識別検出手段で検出された運搬金庫の金種とが不一致の場合および前記開閉検出手段で前記シャッタの開状態が検出されていない場合に、エラー内容を表示することを特徴とする請求項4記載の硬貨処理装置。

**【請求項6】**

前記硬貨処理機は、硬貨を袋体に収納する旨の操作入力が操作部に入力されると、前記指定手段で指定された金種の硬貨を前記袋体に収納可能であることを特徴とする請求項1乃至5のいずれか一項記載の硬貨処理装置。

**【手続補正2】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

請求項3に係る発明は、請求項2に係る発明において、前記運搬金庫は、前記硬貨処理機から一部突出する状態で該硬貨処理機に装填され、前記硬貨処理機には、装填された前記運搬金庫の該硬貨処理機から突出する部分の上方に該運搬金庫に向けて硬貨を放出する放出部が設けられており、前記開閉検出手段が前進時に、前記放出部の外側且つ装填された前記運搬金庫の前記硬貨処理機から突出する部分の上方に位置することを特徴としている。

請求項4に係る発明は、請求項1乃至3のいずれか一項に係る発明において、前記運搬金庫が金種別に設けられるとともに、これら金種別の運搬金庫がそれぞれ金種識別手段を有しており、前記硬貨処理機には、金種別の前記運搬金庫が選択的に装填されるとともに、装填された運搬金庫の前記金種識別手段を検出する識別検出手段が設けられており、前記制御手段は、前記指定手段で指定された金種と前記識別検出手段で検出された運搬金庫の金種とが一致し且つ前記開閉検出手段で前記シャッタの開状態が検出されている場合に前記収納処理を許可する一方、前記指定手段で指定された金種と前記識別検出手段で検出された運搬金庫の金種とが不一致の場合および前記開閉検出手段で前記シャッタの開状態が検出されていない場合に前記収納処理を禁止することを特徴としている。

請求項5に係る発明は、請求項4に係る発明において、前記制御手段は、前記指定手段で指定された金種と前記識別検出手段で検出された運搬金庫の金種とが不一致の場合および前記開閉検出手段で前記シャッタの開状態が検出されていない場合に、エラー内容を表示することを特徴としている。

請求項6に係る発明は、請求項1乃至5のいずれか一項に係る発明において、前記硬貨処理機は、硬貨を袋体に収納する旨の操作入力が操作部に入力されると、前記指定手段で指定された金種の硬貨を前記袋体に収納可能であることを特徴としている。